

## 港湾法の基本概念をもとにした現状の整理

木村 琢磨（千葉大学）

### ◇現行の港湾法の趣旨

港湾管理（広義）の主体としての港湾管理者（＝港務局または地方公共団体）。

港湾管理（狭義）を港務局または地方公共団体に委ねる，という意味での分権的制度。ただし，地方分権（décentralisation territoriale）か役務分権（décentralisation par service）か。

港湾管理（狭義）と港湾運営の峻別（平成23年改正）。

### ◇問題点

港湾管理（狭義）と港湾運営の主体の重層化。

港湾管理（狭義）と港湾運営の調整の問題。その手段としての基本方針・港湾計画など……。

ありうべき方向性として，港湾管理（狭義）の広域化，港湾管理（狭義）と港湾運営の主体の再編成，など。

港湾管理（広義）の外延の問題として，風力発電のための港湾利用の位置づけ，など。

港湾整備等における受益者負担のあり方。

\* 港湾に関する基本概念（参考）

